

大規模修繕実施プロセス

1. 県による「大規模修繕計画」の策定・更新

県は、事業者から報告された「調査結果」を前提に、毎年3月中、下旬頃に翌事業年度以降の「大規模修繕計画」を策定・更新（初回は運営開始日を含む事業年度の翌事業年度に策定）し、これを事業者に開示する。

「大規模修繕計画」には次の項目を含む。

- ・ 策定又は更新した日の属する事業年度の翌事業年度（以下「初年度」という。）を含む以降5年間（以下「対象5年間」という。）において実施を検討している大規模修繕の対象物
- ・ 対象5年間における各対象物の大規模修繕に係る設計及び工事の概ねの時期及び期間
- ・ その他大規模修繕の実施に関する事項

なお、「大規模修繕計画」に記載する初年度以外の翌事業年度以降の内容は参考であり、県がこの内容の実施を確約するものではない。

2. 「大規模修繕計画」の期中変更

県は、事業者が開示した「大規模修繕計画」を次回更新までの間に変更する場合、事業者に事前に通知をしてこれを変更するものとする。

3. 「大規模修繕計画」の反映について

事業者は、県から開示された「大規模修繕計画」（期中変更された場合には変更後のもの）を踏まえて、要求水準上必要とされる各種計画の作成及び業務の遂行並びに利用スケジュールの調整をするものとする。